

学社会福祉学部の吉永純教授が提出した「意見陳述書」に基づき、パワーポイントで主要争点の検証を行いました。



裁判終了後の報告会で、説明を聞く支援者

記録に基づいて三郷市福祉事務所の対応について論じたもので、要旨としては、

この意見書は、面接

福事務所の対応について論じたもので、要旨としては、

一貫して原告による保護申請は行われて

いる。原告には要保護

性が認められる。

二、保護開始後は、被

るが、平成一八年六月

二一日の申

請の受理時

点と、比べ

てどこが変

化したので

すか。」と

事情の変化

を質問しま

すか。」と

事情の変化

を質問しま

した。三郷

市は「長男

が転居した

こと。車を

処分したこ

と」を挙げ、

さらには

告は、住宅扶助を支給すべきだった。また、葛飾区への転居指導を行った。

さらに、転居先の葛飾区福祉事務所へ移管通知をすべきだった。と

いうもので、三郷市の不当性が明らかになる

説明がされました。

パワーポイント終了後、裁判長が被告に対して、「平成一七年二月一日の時点で被告は要保護性を否定している。原告には要保護性が認められる。

二、保護開始後は、被

るが、平成一八年六月

二一日の申

請の受理時

点と、比べ

てどこが変

化したので

すか。」と

事情の変化

を質問しま

すか。」と

事情の変化

を質問しま

した。三郷

市は「長男

が転居した

こと。車を

処分したこ

と」を挙げ、

さらには

ますようお願いします。

裁判終了後の裁判報告会でも、弁護団から

裁判長が被告に対する質問をしたことは、「裁

判長に変化がみられた

質問」ということで報

告がありました。

また、三郷市の保護行政の変化として、〇

七年四月の三郷市の保

護率は、六・八%だつ

たものが、〇八年四月

は七・七%になり、市

の平均保護率の七・五

%を上回って生活保護

を支給しています。一概には言えませんが、裁判と私たちの運動の影響が、反映されてい

るのではないかと考えられま

す。

最後に、次回も裁判

傍聴にご協力いただけ

ますようお願いします。



講師の吉廣弁護士

三郷市での学習会開催

傍聴抽選は、九時三十分です。多くの支援者をお待ちしています。

「裁判に勝利するためには、学習や宣伝を通して、多くの市民に広げていくことが大事。

市の保護行政は、

憲法二五条に違反

するもので、我々

が力を尽くせば必

ず勝利できる」と

の挨拶がありました。

その後、参加者から三郷市の生活保護行政についての実態報告があり、共通していたのは「裁判後は窓口の対応が良くなつた」とい

うことでの、裁判を起こしました。

した意味があつたことが、確認されました。

その後、吉廣弁護士から裁判の意義と経過が報告され、最後に改めてこの裁判への支援のお願いがあり、終了となりました。



9月24日 三郷市の「支援する会」学習会

第六回口頭弁論と宣伝の日程

日 時：〇八年一月二六日（水）

午前一〇時〇〇分～一〇時三〇分
傍聴の抽選は、九時三〇分です。

場 所：さいたま地方裁判所一〇一法廷
＊弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。
＊時間は午前八時～午前九時